平成２２年（フ）第１７９号
北海道苫小牧市山手町１丁目７番16号　ハイツまるいＮＯ11―105号
債務者　川平　留雄
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１８０号
北海道苫小牧市山手町１丁目７番16号　ハイツまるいＮＯ11―105号
債務者　川平トモ子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第４０４号
仙台市太白区茂庭台４丁目３番10―505号
債務者　鈴木　妙子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９１６号
仙台市青葉区藤松10番６号
債務者　児玉貴美子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９８６号
仙台市青葉区西勝山23番30号
債務者　小田島仁美（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９９１号
宮城県黒川郡富谷町日吉台３丁目14番地６
債務者　佐藤　征宇
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２９号
宮城県黒川郡富谷町成田３丁目９番地27
債務者　平山　祐子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０３７号
宮城県多賀城市町前２丁目４番27―402号
債務者　畠山　早苗
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０４２号
仙台市青葉区西勝山35番14号
債務者　平沢　武司
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０５６号
仙台市若林区河原町２丁目10番１号
債務者　三浦　隆次
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０５７号
仙台市若林区中倉２丁目１番13―403号
債務者　今野貴美子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０５８号
仙台市若林区中倉２丁目１番13―403号
債務者　今野　亜耶
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０７１号
仙台市宮城野区宮千代３丁目６番地の４　第２コーポカネダ102
債務者　松田　　寛
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０７２号
仙台市宮城野区宮千代３丁目６番地の４　第２コーポカネダ102
債務者　松田千賀子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８０号
仙台市青葉区小松島２丁目７番11号　エクセレンテ本田101
債務者　佐藤　栄喜
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１１０号
仙台市青葉区菊田町１番21号
債務者　武田　恵美
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１１８号
仙台市青葉区大手町６番40号　コーポ大手町206
債務者　小田　和子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１１９号
仙台市宮城野区福田町２丁目２番22―501号
債務者　高橋　秀之
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係